# どうなる？どうする？ 学校跡地利用

平成23年３月に策定された「茨城町小中学校再編計画」に基づき、平成28年３月までに６校の小学校が閉校となるため、昨年７月に茨城町未利用地等検討委員会へ「統廃合により使用されなくなる学校跡地の利活用について」諮問しました。

検討委員会では、アンケート調査、学校区別広聴会、住民説明会およびパブリック・コメント手続きの結果を踏まえ、学校跡地の利活用について検討を重ね、６月に答申をいただきました。

今後、町では、答申内容を尊重し、学校跡地利活用計画を策定してまいります。

## アンケート調査結果 （平成26年9月実施　配布数2,789通，回収数1,197通，回収率42.9％）

### 学校跡地の利用を希望しますか？

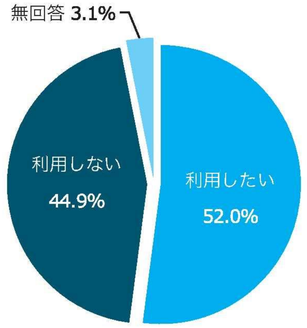


約半数の方が学校跡地の利用を希望しています。

### 学校跡地に何を望みますか？

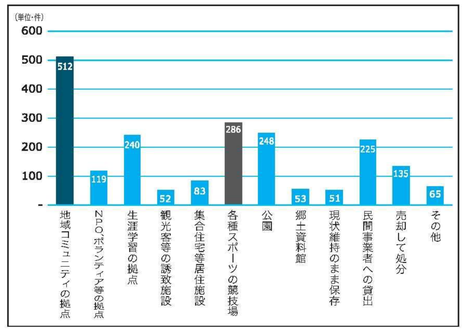


地域コミュニティの拠点や各種スポーツの競技場・公園といった回答が多くありました。

### ◇答申の概要

**学校跡地の利活用方針**

◎**校舎**について

耐震基準を満たしている駒場小学校を有効活用し、他校については利活用目的・費用対効果などを勘案しながら施設の再利用について検討し、最終的に再利用しない場合は校舎の解体・撤去について検討すること。

◎**体育館**について

スポーツ団体等への施設開放や地域の避難所として有効活用すること。

◎**グラウンド**について

スポーツ団体等への施設開放、緊急時の避難所やドクターヘリの緊急離発着場所として有効活用すること。

◎**機能分担**について

各学校の施設状況や立地状況、地域性などを考慮しながら、各学校に機能を分担させ、その地域にふさわしい利活用を検討すること。

◎**維持管理**について

できるだけ地域や各団体の方々の協力を仰ぎ、必要な行政支援について検討すること。

**【問合せ先】**新政策審議室　☎ 215－8003



# 私道整備の補助制度について

茨城町では、一定の要件を満たす私道の整備に必要な経費の一部を補助しています。当制度をご利用する場合は申請期限までに申請してください。ご不明な点は道路管理課までお問い合わせください。

**◇補助の対象となる工事**

・私道の舗装工事

・私道に側溝を新設する工事

**◇申請期限**　平成27年9月30日（水）まで　※申請により、平成28年度予算に計上します。実際の補助は28年度になります。

**◇補助金の額**　工事費の二分の一以内の額で、一件あたり百万円が限度となります。

**◇補助の基準は次のとおりです**

①私道敷地が、その道路に接して居住する個人・法人が所有（または共有）するものであること。

※営利を目的とする貸家が複数ある私道については補助対象外

②私道の所有者全員が、工事を行うことに承諾していること。

③法定道路に接続する私道であり、整備する区間に所有者の異なる４戸以上の居住家屋があり、その私道を利用していること。

ただし、居住家屋が２戸または３戸の場合は私道延長が20メートル以上であること。

④道路としてできてから10年以上経過している私道であり、現在も道路として使用されていること。

⑤原則として２メートル70センチ以上の幅員で自動車が通行可能であり、道路境界が明確であること。

⑥側溝新設工事の場合、公共施設に接続できること。

⑦道路位置指定等、複数の私道がある場所は、そのすべてを一路線とみなし、整備を行うこと。

⑧一般交通及び整備に支障となる占有物件がないこと。

⑨登記簿地目が公衆用道路となっていること。

⑩補助事業の請負業者は、茨城町建設工事入札参加資格者の中から選定すること。

# 道路管理課からのお願い　安全な道路環境づくりにご協力ください

**安全な道路環境づくりをお願いいたします**

樹木や竹林、生垣等は人々に自然の安らぎを与えてくれるものです。

しかし、それらが繁茂して道路上にはみ出たり、覆いかぶさっていたり小枝などが散乱しておりますと、歩行者や自動車等の通行に影響が出るだけでなく、道路の見通しが悪くなることで、思いがけない事故につながる場合もあります。また、そのような場合、土地の所有者にも責任が問われることがあります。

安全な道路環境づくりのため、樹木や竹林、生垣等の剪定は所有者の方が行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

「誰もが安全かつ安心して通れる道路づくり」に皆さまのご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

**【問合せ先】**
道路管理課　管理グループ
☎（240）7116